

○佐賀県警察事務決裁規程

平成22年 7 月28日

佐賀県警察本部訓令第10号

改正 平成28年11月18日警察本部訓令第23号
平成29年 3 月17日警察本部訓令第 6 号
平成30年 3 月26日警察本部訓令第 8 号
令和 2 年 5 月19日警察本部訓令第13号
令和 3 年 3 月29日警察本部訓令第 8 号
令和 4 年 3 月11日警察本部訓令第 6 号
令和 4 年 3 月23日警察本部訓令第10号
令和 5 年 1 月16日警察本部訓令第 3 号
令和 6 年 3 月15日警察本部訓令第 6 号
令和 7 年 3 月28日警察本部訓令第 7 号
令和 7 年 8 月29日警察本部訓令第18号

目次

- 第 1 章 通則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 警務部の所掌事項（第 8 条—第17条）
- 第 3 章 生活安全部の所掌事項（第18条—第24条）
- 第 4 章 刑事部の所掌事項（第25条—第32条）
- 第 5 章 交通部の所掌事項（第33条—第40条）
- 第 6 章 警備部の所掌事項（第41条—第45条）
- 第 7 章 警察学校の所掌事項（第46条・第47条）

附則

第 1 章 通則

（趣旨）

第 1 条 佐賀県警察における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（本部長の決裁事項）

第 2 条 次に掲げる事項については、警察本部長（以下「本部長」という。）の決裁を受けなければならない。

- （1） 佐賀県警察本部訓令及び例規通達に関すること。

- (2) 県議会議員の質疑に対する答弁資料に関すること。
- (3) 請願書、陳情書等の処理に関すること。
- (4) 警察庁、管区警察局からの通達等に関すること。
- (5) 警察庁、管区警察局、他の都道府県警察及び他官庁等からの調査、照会又は回答に関すること
関することで重要なもの
- (6) 警察庁、管区警察局への報告に関することで重要なもの
- (7) 警察庁、管区警察局、他官庁の会議復命に関することで重要なもの
- (8) 他の都道府県警察、他官庁との協定、覚書の交換等に関すること。
- (9) 他の都道府県警察、他官庁への通報に関することで重要なもの
- (10) 他の都道府県警察、他官庁からの通報に関することで重要なもの
- (11) 関係機関・団体からの共催、後援等の依頼に関すること。
- (12) 本部長通達等に関すること。
- (13) 部長会議及び警察署長会議に関すること。
- (14) 本部長表彰に関すること。
- (15) 首席参事官、参事官及び理事官が所掌する事務に関することで重要なもの
- (16) 警察署長からの報告に関することで重要なもの
- (17) 部長、首席参事官、参事官、理事官、首席監察官、課長、所長、場長、隊長、警察学校長（以下「学校長」という。）及び警察署長の出張、休暇及び旅行に関すること。
- (18) その他本部長が決裁を要すると認めるもの
(部長の専決事項)

第3条 次に掲げる事項については、所管の部長は、専決することができる。

- (1) 請願書、陳情書等の処理に関することで軽易なもの
- (2) 警察庁、管区警察局からの通達等に関することで軽易なもの
- (3) 警察庁、管区警察局、他の都道府県警察及び他官庁等からの調査、照会又は回答に関すること。
- (4) 警察庁、管区警察局への報告に関すること。
- (5) 警察庁、管区警察局、他官庁の会議復命に関すること。
- (6) 他の都道府県警察、他官庁との協定、覚書の交換等に関することで軽易なもの
- (7) 他の都道府県警察、他官庁への通報に関すること。
- (8) 他の都道府県警察、他官庁からの通報に関すること。
- (9) 本部長通達等に関することで軽易なもの

- (10) 部長会議及び警察署長会議に関することで軽易なもの
- (11) 部長表彰に関すること。
- (12) 首席参事官、参事官及び理事官が所掌する事務に関すること。
- (13) 警察署長からの報告に関すること。
- (14) その他部長が決裁を要すると認めるもの

(首席参事官及び参事官の専決事項)

第4条 首席参事官及び参事官は、所管部長から命ぜられた事務に関することで軽易なものについて、専決することができる。

(理事官の専決事項)

第5条 理事官は、所管部長から命ぜられた事務に関することで軽易なものについて、専決することができる。

(警察本部の課長、所長、場長及び隊長並びに学校長の専決事項)

第6条 次に掲げる事項については、警察本部の課長、所長、場長及び隊長（以下「課長等」という。）並びに学校長は、専決することができる。

- (1) 警察庁、管区警察局、他の都道府県警察及び他官庁等からの調査、照会又は回答に関することで軽易なもの
- (2) 警察庁、管区警察局への報告に関することで軽易なもの
- (3) 警察庁、管区警察局、他官庁の会議復命に関することで軽易なもの
- (4) 他の都道府県警察、他官庁への通報に関することで軽易なもの
- (5) 他の都道府県警察、他官庁からの通報に関することで軽易なもの
- (6) 所属長表彰に関すること。
- (7) 警察署長からの報告に関することで軽易なもの
- (8) 所属職員の出張、休暇及び旅行に関すること。

(代理決裁)

第7条 起案文書の決裁者が不在の場合において、急速な処理を要するときは、代理決裁を行うことができる。

2 前項の規定により代理決裁を行ったときは、代理決裁者は、事後速やかに、代理決裁として処理した旨を決裁者に報告するものとする。

3 代理決裁者は、次に定めるとおりとする。

- (1) 本部長については、所管の部長又は学校長
- (2) 部長については、所管の課長等（これらの者が不在のときは、部長が指名する者）

- (3) 課長等及び学校長については、次席、副所長、副場長及び副隊長並びに副校長（これらの者が不在のときは、課長等又は学校長が指名する者）

4 前項の所管の課長等による代理決裁の場合において、首席参事官、参事官、理事官及び首席監察官が当該代理決裁に係る事務を所掌しているときは、同項の規定にかかわらず、首席参事官、参事官、理事官及び首席監察官が代理決裁を行うものとする。

第2章 警務部の所掌事項

（本部長の決裁事項）

第8条 警務部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 警察署協議会に関すること重要なもの
- (2) 公印の保管に関すること重要なもの
- (3) 県議会その他関係機関との連絡に関すること。
- (4) 被疑者取調べの監督に関すること重要なもの
- (5) 広報に関すること重要なもの
- (6) 要望、意見等の受理及び処理に関すること重要なもの
- (7) 警察相談に関すること重要なもの
- (8) 情報の公開に関すること重要なもの
- (9) 個人情報の保護に関すること重要なもの
- (10) 警察音楽隊の運用に関すること重要なもの
- (11) 機関誌の編集及び発行に関すること重要なもの
- (12) 公文書類の收受及び発送に関すること重要なもの
- (13) 犯罪被害者支援の総合調整に関すること重要なもの
- (14) 犯罪被害者等給付金等に関すること重要なもの
- (15) 国外犯罪被害弔慰金等に関すること重要なもの
- (16) 警察職員の服務その他人事（昇任及び配置換えを除く。以下同じ。）に関すること重要なもの
- (17) 警察職員の採用に関すること重要なもの
- (18) 警察職員の昇任及び配置換えに関すること。
- (19) 警察の組織及び警察職員の定員に関すること。
- (20) 所管行政に関する調査及び企画に関すること重要なもの
- (21) 文書の編集及び管理に関すること重要なもの

- (22) 警察本部各課から集約した総合事務の企画、調整及び推進並びにその事務処理に關することで重要なもの
- (23) 電子計算機を使用したシステムの開発及び運用に關することで重要なもの
- (24) 職務倫理教養に關することで重要なもの
- (25) 組織の管理者として必要な教養に關することで重要なもの
- (26) 警察学校等における教養に關することで重要なもの
- (27) 職場教養に關することで重要なもの
- (28) 警察術科の訓練、検定及び審査に關することで重要なもの
- (29) 拳銃等の使用及び取扱いに關することで重要なもの
- (30) 警察通信（通信指令課の所掌に属するものを除く。以下この章において同じ。）の使用及び管理に關することで重要なもの
- (31) 所管行政に係る国際関係事務の総合調整に關することで重要なもの
- (32) 警察職員の給与及び退職手当に關することで重要なもの
- (33) 警察職員の公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關することで重要なもの
- (34) 庁舎の警戒に關することで重要なもの
- (35) 監察に關することで重要なもの
- (36) 懲戒に關すること。
- (37) 賞じゅつ金、賞揚金及び私有物品損害補償に關することで重要なもの
- (38) 訟務に關することで重要なもの
- (39) 留置管理に關することで重要なもの
- (40) 予算、決算及び会計に關することで重要なもの
- (41) 財産及び物品の管理及び処分に關することで重要なもの
- (42) 会計の監査に關することで重要なもの
- (43) 遺失物及び拾得物に關することで重要なもの
- (44) 庁舎及び公舎の営繕に關することで重要なもの
- (45) 警察装備に關することで重要なもの
- (46) 警察職員の福利厚生に關することで重要なもの
- (47) 警察職員の健康管理に關することで重要なもの
- (48) 警察共済組合に關することで重要なもの
- (49) 恩給に關することで重要なもの

- (50) 事務能率の増進に関することで重要なもの
- (51) 電子計算組織の運用に関することで重要なもの
- (52) 他の部の所掌に属しない事務に関することで重要なもの
- (53) 前各号に掲げるもののほか、警務部の所掌に属する事項に関することで重要なもの
本条…一部改正 [平成23.3本部訓令5、24.3本部訓令7、25.11本部訓令11、27.4本部訓令14、28.11本部訓令23、令和3.3本部訓令8、4.3本部訓令10、7.3本部訓令7]

(警務部長の専決事項)

第9条 警務部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、警務部長は、専決することができる。

- (1) 警察署協議会に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 県議会その他関係機関との連絡に関することで軽易なもの
- (4) 企画調整会議等に関すること。
- (5) 被疑者取調べの監督に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 要望、意見等の受理及び処理に関すること。
- (8) 警察相談に関すること。
- (9) 情報の公開に関すること。
- (10) 個人情報保護に関すること。
- (11) 警察音楽隊の運用に関すること。
- (12) 機関誌の編集及び発行に関すること。
- (13) 公文書類の収受及び発送に関すること。
- (14) 犯罪被害者支援の総合調整に関すること。
- (15) 犯罪被害者等給付金等に関すること。
- (16) 国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
- (17) 警察職員の服務その他人事に関すること。
- (18) 警察職員の採用に関すること。
- (19) 警察職員の昇任及び配置換えに関することで軽易なもの
- (20) 所管行政に関する調査及び企画に関すること。
- (21) 文書の編集及び管理に関すること。

- (22) 警察本部各課から集約した総合事務の企画、調整及び推進並びにその事務処理に関すること。
- (23) 電子計算機を使用したシステムの開発及び運用に関すること。
- (24) 職務倫理教養に関すること。
- (25) 組織の管理者として必要な教養に関すること。
- (26) 警察学校等における教養に関すること。
- (27) 職場教養に関すること。
- (28) 警察術科の訓練、検定及び審査に関すること。
- (29) 拳銃等の使用及び取扱いに関すること。
- (30) 警察通信の使用及び管理に関すること。
- (31) 所管行政に係る国際関係事務の総合調整に関すること。
- (32) 警察職員の給与及び退職手当に関すること。
- (33) 警察職員の公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (34) 庁舎の警戒に関すること。
- (35) 監察に関すること。
- (36) 懲戒に関すること
- (37) 賞じゅつ金、賞揚金及び私有物品損害補償に関すること。
- (38) 訟務に関すること。
- (39) 留置管理に関すること。
- (40) 予算、決算及び会計に関すること。
- (41) 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- (42) 会計の監査に関すること。
- (43) 遺失物及び拾得物に関すること。
- (44) 庁舎及び公舎の営繕に関すること。
- (45) 警察装備に関すること。
- (46) 警察職員の福利厚生に関すること。
- (47) 警察職員の健康管理に関すること。
- (48) 警察共済組合に関すること。
- (49) 恩給に関すること。
- (50) 事務能率の増進に関すること。

- (51) 電子計算組織の運用に関する事。
- (52) 照会センターの運用に関する事。
- (53) 部内の調整に関する事。
- (54) 他の部の所掌に属しない事務に関する事。
- (55) 前各号に掲げるもののほか、警務部の所掌に属する事項に関する事。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令 5、24.3本部訓令 7、25.11本部訓令11、27.4本部訓令14、28.11本部訓令23、30.3本部訓令 8、令和3.3本部訓令 8、4.3本部訓令10、7.3本部訓令 7]

(首席監察官の専決事項)

第10条 首席監察官は、監察に関する事(警務部長から命を受けたものに限る。)で軽易なものについて、専決することができる。

(総務課長の専決事項)

第11条 総務課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、総務課長は、専決することができる。

- (1) 佐賀県公安委員会の庶務に関する事。
- (2) 警察署協議会に関する事で軽易なもの
- (3) 本部長の秘書に関する事。
- (4) 公印の保管に関する事で軽易なもの
- (5) 企画調整会議等に関する事で軽易なもの
- (6) 被疑者取調べの監督に関する事で軽易なもの

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令 5]

(広報県民課長の専決事項)

第12条 広報県民課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、広報県民課長は、専決することができる。

- (1) 広報に関する事で軽易なもの
- (2) 要望、意見等の受理及び処理に関する事で軽易なもの
- (3) 警察相談に関する事で軽易なもの
- (4) 情報の公開に関する事で軽易なもの
- (5) 個人情報保護に関する事で軽易なもの
- (6) 警察音楽隊の運用に関する事で軽易なもの
- (7) 公文書類の収受及び発送に関する事で軽易なもの

(8) 犯罪被害者支援の総合調整に関することで軽易なもの

(9) 犯罪被害者等給付金等に関することで軽易なもの

(10) 国外犯罪被害弔慰金等に関することで軽易なもの

(条…一部改正 [平成23.3本部訓令5、27.4本部訓令14、28.11本部訓令23、30.3本部訓令8])

(警務課長の専決事項)

第13条 警務課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、警務課長は、専決することができる。

(1) 警察職員の服務その他人事に関することで軽易なもの

(2) 非常勤職員及び臨時職員に関すること。

(3) 所管行政に関する調査及び企画に関することで軽易なもの

(4) 文書の編集及び管理に関することで軽易なもの

(5) 警察本部各課から集約した総合事務の企画、調整及び推進並びにその事務処理に関することで軽易なもの

(6) 電子計算機を使用したシステムの開発及び運用に関することで軽易なもの

(7) 警察職員の給与及び退職手当に関することで軽易なもの

(8) 警察職員の公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する
ことで軽易なもの

(9) 警察通信の使用及び管理に関することで軽易なもの

(10) 庁舎の警戒に関することで軽易なもの

(11) 所管行政に係る国際関係事務の総合調整に関することで軽易なもの

(12) 部内の調整に関することで軽易なもの

(13) 他の部の所掌に属しない事務に関することで軽易なもの

(14) 警務部の所掌に属する事項のうち、他の課の所掌に属しない事項に関することで軽
易なもの

見出し…改正・本条…一部改正 [平成23.3本部訓令5]、本条…一部改正 [平成24.3本部訓令7、25.11本部訓令11、27.4本部訓令14、30.3本部訓令8、令和3.3本部訓令8、7.3本部訓令7]

(人材育成課長の専決事項)

第13条の2 人材育成課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、人材育成課長は、専決することができる。

- (1) 警察職員の採用に關することゝ輕易なもの
- (2) 職務倫理教養に關することゝ輕易なもの
- (3) 組織の管理者として必要な教養に關することゝ輕易なもの
- (4) 警察學校における教養に關することゝ輕易なもの
- (5) 職場教養に關することゝ輕易なもの
- (6) 警察術科の訓練、檢定及び審査に關することゝ輕易なもの
- (7) 拳銃等の使用及び取扱いに關することゝ輕易なもの
- (8) 機關誌の編集及び発行に關することゝ輕易なもの

本条…追加〔令和7.3本部訓令7〕

(監察課長の專決事項)

第14条 監察課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、監察課長は、專決することができる。

- (1) 監察（首席監察官の所掌に属するものを除く。）に關することゝ輕易なもの
- (2) 賞じゅつ金、賞揚金及び私有物品損害補償に關することゝ輕易なもの
- (3) 訟務に關することゝ輕易なもの

旧15条…一部改正し繰上〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔令和6.3本部訓令6〕

(留置管理課長の專決事項)

第14条の2 留置管理課の所掌事務のうち、留置管理に關することゝ輕易なものについては、留置管理課長は、專決することができる。

本条…追加〔令和6.3本部訓令6〕

(會計課長の專決事項)

第15条 會計課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、會計課長は、專決することができる。

- (1) 予算、決算及び會計に關することゝ輕易なもの
- (2) 財産及び物品の管理及び処分に關することゝ輕易なもの
- (3) 會計の監査に關することゝ輕易なもの
- (4) 遺失物及び拾得物に關することゝ輕易なもの
- (5) 庁舎及び公舎の営繕に關することゝ輕易なもの
- (6) 警察裝備（警務課の所掌に属するものを除く。）に關することゝ輕易なもの

旧16条…一部改正し繰上〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔令和4.3本部

訓令10]

(厚生課長の専決事項)

第16条 厚生課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、厚生課長は、専決することができる。

- (1) 警察職員の福利厚生に関することで軽易なもの
- (2) 警察職員の健康管理に関することで軽易なもの
- (3) 警察共済組合に関することで軽易なもの
- (4) 恩給に関することで軽易なもの

本条…一部改正 [平成27.4本部訓令14]、旧17条…繰上 [令和4.3本部訓令10]

(情報管理課長の専決事項)

第17条 情報管理課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、情報管理課長は、専決することができる。

- (1) 警察統計に関すること。
- (2) 電話交換に関すること。
- (3) 事務能率の増進に関することで軽易なもの
- (4) 電子計算組織の運用に関することで軽易なもの
- (5) 照会センターの運用に関することで軽易なもの
- (6) 情報システムへのアクセスを行う権限に関すること。

本条…一部改正 [平成30.3本部訓令8]、旧18条…繰上 [令和4.3本部訓令10]、

本条…一部改正 [令和5.1本部訓令3]

第3章 生活安全部の所掌事項

(本部長の決裁事項)

第18条 生活安全部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 生活安全警察の運営に関する調査及び企画に関することで重要なもの
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全及び平穩に関することで重要なもの
- (3) 犯罪の予防一般に関することで重要なもの
- (4) 生活安全関係団体の指導育成に関することで重要なもの
- (5) ^{めいてい}酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関することで重要なもの
- (6) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関することで重要なもの

- (7) 小暴力に関する法令違反の取締りに関することで重要なもの
- (8) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関することで重要なもの
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関することで重要なもの
- (10) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行に関することで重要なもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関することで重要なもの
- (12) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（他部の所掌に属するものを除く。次条において同じ。）で重要なもの
- (13) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線被害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（他部の所掌に属するものを除く。次条において同じ。）で重要なもの
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関することで重要なもの
- (15) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関することで重要なもの
- (16) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関することで重要なもの
- (17) 行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等に関することで重要なもの
- (18) 児童、高齢者及び障害者の虐待に関することで重要なもの
- (19) 子どもや女性を対象とする性犯罪等の防止に関することで重要なもの
- (20) 少年非行の防止に関することで重要なもの
- (21) 少年警察ボランティアに関することで重要なもの
- (22) 少年の補導に関することで重要なもの
- (23) 少年事件の捜査及び調査に関することで重要なもの
- (24) 少年相談に関することで重要なもの
- (25) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること

で重要なもの

- (26) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関することで重要なもの
- (27) 少年に対する暴力団の影響の排除に関することで重要なもの
- (28) 少年を取り巻く有害環境の浄化活動に関することで重要なもの
- (29) 少年を被害者とする犯罪の防止に関することで重要なもの
- (30) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関することで重要なもの
- (31) 保健衛生関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (32) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (33) 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (34) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (35) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (36) 前号に掲げるもののほか、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関することで重要なもの
- (37) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関することで重要なもの
- (38) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関することで重要なもの
- (39) 電磁的記録の解析に関することで重要なもの
- (40) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関することで重要なもの
- (41) 売春その他風俗関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (42) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関することで重要なもの
- (43) 地域警察に関することで重要なもの
- (44) 水上警察に関することで重要なもの
- (45) 鉄道警察に関することで重要なもの
- (46) 警ら用無線自動車及び警察用舟艇の運用に関することで重要なもの
- (47) 列車その他の交通機関への警乗に関することで重要なもの
- (48) 雑踏警備に関することで重要なもの
- (49) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関することで重要なもの
- (50) 警察無線電話及び警察通信指令に関することで重要なもの

(51) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部の所掌に属する事項に関することである重要なもの

本条…一部改正〔平成23.3本部訓令5、24.3本部訓令7、26.3本部訓令11、29.3本部訓令6、30.3本部訓令8、令和3.3本部訓令8〕、旧19条…一部改正し繰上〔令和4.3本部訓令10〕、本条…一部改正〔令和7.8本部訓令18〕

(生活安全部長の専決事項)

第19条 生活安全部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、生活安全部長は、専決することができる。

- (1) 生活安全警察の運営に関する調査及び企画に関すること。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全及び平穩に関すること。
- (3) 犯罪の予防一般に関すること。
- (4) 生活安全関係団体の指導育成に関すること。
- (5) 酔酺者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (6) 質屋営業法及び古物営業法の施行に関すること。
- (7) 小暴力に関する法令違反の取締りに関すること。
- (8) 警備業法の施行に関すること。
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。
- (10) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に関すること。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関すること。
- (12) 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の施行に関すること。
- (13) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線被害の防止に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行に関すること。
- (15) ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関すること。
- (16) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。
- (17) 行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等に関すること。
- (18) 児童、高齢者及び障害者の虐待に関すること。
- (19) 子どもや女性を対象とする性犯罪等の防止に関すること。
- (20) 少年非行の防止に関すること。

- (21) 少年警察ボランティアに関すること。
- (22) 少年の補導に関すること。
- (23) 少年事件の捜査及び調査に関すること。
- (24) 少年相談に関すること。
- (25) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
- (26) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (27) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (28) 少年を取り巻く有害環境の浄化活動に関すること。
- (29) 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。
- (30) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。
- (31) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。
- (32) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (33) 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。
- (34) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。
- (35) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。
- (36) 前号に掲げるもののほか、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
- (37) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- (38) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (39) 電磁的記録の解析に関すること。
- (40) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること。
- (41) 売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (42) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (43) 地域警察に関すること。
- (44) 水上警察に関すること。
- (45) 鉄道警察に関すること。
- (46) 警ら用無線自動車及び警察用舟艇の運用に関すること。
- (47) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
- (48) 雑踏警備に関すること。

(49) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する
こと。

(50) 警察無線電話及び警察通信指令に関すること。

(51) 部内の調整に関すること。

(52) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部の所掌に属する事項に関すること。

本条…一部改正 [平成23.3本部訓令 5、24.3本部訓令 7、26.3本部訓令11、29.3
本部訓令 6、30.3本部訓令 8、令和3.3本部訓令 8]、旧20条…一部改正し繰上 [令
和4.3本部訓令10]、本条…一部改正 [令和7.8本部訓令18]

(生活安全企画課長の専決事項)

第20条 生活安全企画課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、生活安全企画課長
は、専決することができる。

- (1) 生活安全警察の運営に関する調査及び企画に関することで軽易なもの
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全及び平穩に関することで軽易なもの
- (3) 犯罪の予防一般に関することで軽易なもの
- (4) 生活安全関係団体の指導育成に関することで軽易なもの
- (5) 酩酊者、迷い子その他^{めいいてい}応急の救護を要する者の保護に関することで軽易なもの
- (6) 質屋営業法及び古物営業法の施行に関することで軽易なもの
- (7) 小暴力に関する法令違反の取締りに関することで軽易なもの
- (8) 警備業法の施行に関することで軽易なもの
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (10) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に関することで軽易な
もの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関することで軽易な
もの
- (12) 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の施行に関すること(他課の所掌に属す
るものを除く。)で軽易なもの
- (13) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による
放射線障害の防止に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律及
び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること(他課
の所掌に属するものを除く。)で軽易なもの
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法

律の施行に関すること（人身安全・少年課の所掌に属するものを除く。）で軽易なもの

- (15) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関することで軽易なもの
- (16) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（他課の所掌の属するものを除く。）で軽易なもの
- (17) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (18) 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (19) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (20) 売春その他風俗関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (21) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関することで軽易なもの
- (22) 部内の調整に関することで軽易なもの
- (23) 生活安全部の所掌に属する事項のうち、他の課の所掌に属しない事項に関することで軽易なもの

本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7、26.3本部訓令11、29.3本部訓令6、30.3本部訓令8〕、旧21条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕、本条…一部改正〔令和7.8本部訓令18〕

（人身安全・少年課長の専決事項）

第21条 人身安全・少年課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、人身安全・少年課長は、専決することができる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (3) 行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等に関することで軽易なもの
- (4) 児童、高齢者及び障害者の虐待に関することで軽易なもの
- (5) 子どもや女性を対象とする性犯罪等の防止に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）で軽易なもの
- (6) 少年非行の防止に関することで軽易なもの
- (7) 少年警察ボランティアに関することで軽易なもの
- (8) 少年の補導に関することで軽易なもの
- (9) 少年事件の捜査及び調査に関することで軽易なもの
- (10) 少年相談に関することで軽易なもの

(11) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること
で軽易なもの

(12) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関することで軽易なもの

(13) 少年に対する暴力団の影響の排除に関することで軽易なもの

(14) 少年を取り巻く有害環境の浄化活動に関することで軽易なもの

(15) 少年を被害者とする犯罪の防止に関することで軽易なもの

見出し…改正・本条…一部改正〔平成29.3本部訓令6〕、旧22条…繰上〔令和4.3
本部訓令10〕

(サイバー犯罪対策課長の専決事項)

第22条 サイバー犯罪対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、サイバー犯罪
対策課長は、専決することができる。

(1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること
で軽易なもの

(2) 前号に掲げるもののほか、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関することで
軽易なもの

(3) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関す
ることで軽易なもの

(4) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関することで軽易なもの

(5) 電磁的記録の解析に関することで軽易なもの

(6) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関することで軽易なもの

本条…一部改正〔平成26.3本部訓令11、30.3本部訓令8〕、旧23条…繰上〔令和4.3
本部訓令10〕

(地域課長の専決事項)

第23条 地域課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、地域課長は、専決すること
ができる。

(1) 地域警察に関することで軽易なもの

(2) 水上警察に関することで軽易なもの

(3) 鉄道警察に関することで軽易なもの

(4) 警ら用無線自動車及び警察用舟艇の運用に関することで軽易なもの

(5) 列車その他の交通機関への警乗に関することで軽易なもの

(6) 雑踏警備に関することで軽易なもの

(7) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する
ことで軽易なもの

本条…一部改正〔平成23.3本部訓令5、令和3.3本部訓令8〕、旧24条…一部改正
し繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(通信指令課長の専決事項)

第24条 通信指令課の所掌事務のうち、警察無線電話及び警察通信指令に関することで軽易
なものについては、通信指令課長は、専決することができる。

本条…追加〔平成23.3本部訓令5〕、旧25条…一部改正し繰上〔令和4.3本部訓令
10〕

第4章 刑事部の所掌事項

(本部長の決裁事項)

第25条 刑事部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、本部長の決裁を受けなけれ
ばならない。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び立案に関することで重要なもの
- (2) 犯罪捜査に関する指導及び教養に関することで重要なもの
- (3) 犯罪の捜査（他部が所掌するものを除く。以下この章において同じ。）に関するこ
とで重要なもの
- (4) 刑事法令一般の調査及び研究に関することで重要なもの
- (5) 公判対応に関することで重要なもの
- (6) 手配及び共助に関することで重要なもの
- (7) 犯罪統計に関することで重要なもの
- (8) 刑事資料の調査、収集及び管理に関することで重要なもの
- (9) 死体の検視及び見分に関することで重要なもの
- (10) 手口捜査に関することで重要なもの
- (11) 移動警察の運営に関することで重要なもの
- (12) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行に関するこ
とで重要なもの
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に
関することで重要なもの
- (14) 暴力団の排除活動に関することで重要なもの
- (15) 国際捜査共助に関することで重要なもの

- (16) 犯罪鑑識に関することで重要なもの
- (17) 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関することで重要なもの
- (18) 鑑識資料の収集及び管理に関することで重要なもの
- (19) 犯罪捜査に関する法医学、理化学等の研究及び実験に関することで重要なもの
- (20) 前号の技術を応用した鑑定及び検査に関することで重要なもの
- (21) 前各号に掲げるもののほか、刑事部の所掌に属する事項に関することで重要なもの
旧25条…一部改正し繰下〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、旧26条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(刑事部長の専決事項)

第26条 刑事部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、刑事部長は、専決することができる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 犯罪捜査に関する指導及び教養に関すること。
- (3) 犯罪の捜査に関すること。
- (4) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。
- (5) 公判対応に関すること。
- (6) 手配及び共助に関すること。
- (7) 犯罪統計に関すること。
- (8) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
- (9) 死体の検視及び見分に関すること。
- (10) 手口捜査に関すること。
- (11) 移動警察の運営に関すること。
- (12) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関すること。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関すること。
- (14) 暴力団の排除活動に関すること。
- (15) 国際捜査共助に関すること。
- (16) 犯罪鑑識に関すること。
- (17) 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関すること。
- (18) 鑑識資料の収集及び管理に関すること。
- (19) 犯罪捜査に関する法医学、理化学等の研究及び実験に関すること。
- (20) 前号の技術を応用した鑑定及び検査に関すること。

(21) 部内の調整に関すること。

(22) 前各号に掲げるもののほか、刑事部の所掌に属する事項に関すること。

旧26条…一部改正し繰下〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、旧27条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(刑事企画課長の専決事項)

第27条 刑事企画課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、刑事企画課長は、専決することができる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画及び立案に関することで軽易なもの
- (2) 犯罪捜査に関する指導及び教養に関することで軽易なもの
- (3) 犯罪の捜査一般に関することで軽易なもの
- (4) 刑事法令一般の調査及び研究に関することで軽易なもの
- (5) 公判対応に関することで軽易なもの
- (6) 手配及び共助に関することで軽易なもの
- (7) 犯罪統計に関することで軽易なもの
- (8) 刑事資料の調査、収集及び管理に関することで軽易なもの
- (9) 部内の調整に関することで軽易なもの
- (10) 刑事部の所掌に属する事項のうち、他の課の所掌に属しない事項に関することで軽易なもの

旧27条…一部改正し繰下〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、旧28条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(捜査第一課長の専決事項)

第28条 捜査第一課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、捜査第一課長は、専決することができる。

- (1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関することで軽易なもの
- (2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関することで軽易なもの
- (3) 窃盗犯の捜査に関することで軽易なもの
- (4) 特殊犯の捜査に関することで軽易なもの
- (5) 性犯罪の捜査に関することで軽易なもの
- (6) 死体の検視及び見分に関することで軽易なもの
- (7) 手口捜査に関することで軽易なもの
- (8) 移動警察の運営に関することで軽易なもの

旧28条…繰下〔平成23.3本部訓令5〕、旧29条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(捜査第二課長の専決事項)

第29条 捜査第二課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、捜査第二課長は、専決することができる。

- (1) 詐欺、横領、背任、偽造その他知能犯罪の捜査に関することで軽易なもの
- (2) 贈収賄犯罪の捜査に関することで軽易なもの
- (3) 会社及び金融機関に係る犯罪の捜査に関することで軽易なもの
- (4) 選挙犯罪の捜査に関することで軽易なもの

旧29条…繰下〔平成23.3本部訓令5〕、旧30条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(組織犯罪対策課長の専決事項)

第30条 組織犯罪対策課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、組織犯罪対策課長は、専決することができる。

- (1) 組織犯罪対策に関する企画及び調整に関することで軽易なもの
- (2) 組織犯罪に関する情報の収集、整理及び分析に関することで軽易なもの
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (4) 暴力団に係る犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (6) 暴力団の排除活動に関することで軽易なもの
- (7) 麻薬、覚醒剤その他薬物に関する犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (8) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (9) 国際捜査共助に関することで軽易なもの
- (10) 部内の他の課の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関することで軽易なもの

旧30条…一部改正し繰下〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔令和2.5本部訓令13、4.3本部訓令6〕、旧31条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(鑑識課長の専決事項)

第31条 鑑識課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、鑑識課長は、専決することができる。

- (1) 犯罪鑑識に関することで軽易なもの
- (2) 鑑識資料の収集及び管理に関することで軽易なもの
- (3) 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関することで軽易なもの

旧31条…繰下〔平成23.3本部訓令5〕、旧32条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(科学捜査研究所長の専決事項)

第32条 科学捜査研究所の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、科学捜査研究所長は、専決することができる。

- (1) 犯罪捜査に関する法医学、理化学等の研究及び実験に関することで軽易なもの
- (2) 前号の技術を応用した鑑定及び検査に関することで軽易なもの

第5章 交通部の所掌事項

旧32条…繰下〔平成23.3本部訓令5〕、旧33条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(本部長の決裁事項)

第33条 交通部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 交通警察の運営に関する調査及び企画に関することで重要なもの
- (2) 交通事故の防止対策一般に関することで重要なもの
- (3) 交通警察に関する法令の研究等に関することで重要なもの
- (4) 交通安全教育及び交通安全運動に関することで重要なもの
- (5) 交通事故の調査及び分析に関することで重要なもの
- (6) 安全運転管理者等に関することで重要なもの
- (7) 地域交通安全活動推進委員に関することで重要なもの
- (8) 緊急自動車の指定及び届出に関することで重要なもの
- (9) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関することで重要なもの
- (10) 交通関係機関・団体との連絡調整に関することで重要なもの
- (11) 交通の指導及び取締りに関することで重要なもの
- (12) 交通事故事件の捜査に関することで重要なもの
- (13) 交通反則通告制度の運用に関することで重要なもの
- (14) 交通切符制度の運用に関することで重要なもの
- (15) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関することで重要なもの
- (16) 交通巡視員の運用に関することで重要なもの
- (17) 交通規制に関することで重要なもの
- (18) 駐車対策に関することで重要なもの
- (19) 交通安全施設に関することで重要なもの

- (20) 交通管制及び交通情報の提供に關することゝ重要なもの
- (21) 交通關係許可及び自動車の保管場所証明に關することゝ重要なもの
- (22) 運転免許に關することゝ重要なもの
- (23) 運転免許に係る行政処分に關することゝ重要なもの
- (24) 自動車教習所に關することゝ重要なもの
- (25) 情報処理センターに送付する資料の作成及び照會に關することゝ重要なもの
- (26) 運転適性検査に關することゝ重要なもの
- (27) 運転免許に係る講習に關することゝ重要なもの
- (28) 初心運転者期間制度の運用に關することゝ重要なもの
- (29) 運転免許取得者教育の認定制度に關することゝ重要なもの
- (30) 運転免許センター及び運転免許試験場の管理に關することゝ重要なもの
- (31) 交通取締用自動車乗務員の教養訓練に關することゝ重要なもの
- (32) 緊急配備等の犯罪捜査及び交通事故事件の初動措置に關することゝ重要なもの
- (33) 前各号に掲げるもののほか、交通部の所掌に属する事項に關することゝ重要なもの
旧33条…一部改正し繰下〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、旧34条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(交通部長の専決事項)

第34条 交通部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、交通部長は、専決することができる。

- (1) 交通警察の運営に關する調査及び企画に關すること。
- (2) 交通事故の防止対策一般に關すること。
- (3) 交通警察に關する法令の研究等に關すること。
- (4) 交通安全教育及び交通安全運動に關すること。
- (5) 交通事故の調査及び分析に關すること。
- (6) 安全運転管理者等に關すること。
- (7) 地域交通安全活動推進委員に關すること。
- (8) 緊急自動車の指定及び届出に關すること。
- (9) 自動車運転代行業の業務の適正化に關する法律の施行に關すること。
- (10) 交通關係機關・団体との連絡調整に關すること。
- (11) 交通の指導及び取締りに關すること。
- (12) 交通事故事件の捜査に關すること。

- (13) 交通反則通告制度の運用に関すること。
- (14) 交通切符制度の運用に関すること。
- (15) 道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。
- (16) 交通巡視員の運用に関すること。
- (17) 交通規制に関すること。
- (18) 駐車対策に関すること。
- (19) 交通安全施設に関すること。
- (20) 交通管制及び交通情報の提供に関すること。
- (21) 交通関係許可及び自動車の保管場所証明に関すること。
- (22) 運転免許に関すること。
- (23) 運転免許に係る行政処分に関すること。
- (24) 自動車教習所に関すること。
- (25) 情報処理センターに送付する資料の作成及び照会に関すること。
- (26) 運転適性検査に関すること。
- (27) 運転免許に係る講習に関すること。
- (28) 初心運転者期間制度の運用に関すること。
- (29) 運転免許取得者教育の認定制度に関すること。
- (30) 運転免許センター及び運転免許試験場の管理に関すること。
- (31) 交通取締用自動車乗務員の教養訓練に関すること。
- (32) 緊急配備等の犯罪捜査及び交通事故事件の初動措置に関すること。
- (33) 部内の調整に関すること。
- (34) 前各号に掲げるもののほか、交通部の所掌に属する事項に関すること。

旧34条…一部改正し繰下〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、旧35条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(交通企画課長の専決事項)

第35条 交通企画課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、交通企画課長は、専決することができる。

- (1) 交通警察の運営に関する調査及び企画に関すること
- (2) 交通事故の防止対策一般に関すること
- (3) 交通警察に関する法令の研究等に関すること

- (4) 交通安全教育及び交通安全運動に関することで軽易なもの
- (5) 交通事故の調査及び分析に関することで軽易なもの
- (6) 安全運転管理者等に関することで軽易なもの
- (7) 地域交通安全活動推進委員に関することで軽易なもの
- (8) 緊急自動車の指定及び届出に関することで軽易なもの
- (9) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関することで軽易なもの
- (10) 交通関係機関・団体との連絡調整に関することで軽易なもの
- (11) 部内の調整に関することで軽易なもの
- (12) 交通部の所掌に属する事項のうち、他の課の所掌に属しない事項に関することで軽易なもの

旧35条…繰下〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、
旧36条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(交通指導課長の専決事項)

第36条 交通指導課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、交通指導課長は、専決することができる。

- (1) 交通の指導及び取締りに関することで軽易なもの
- (2) 交通事故事件の捜査に関することで軽易なもの
- (3) 暴走族対策及び暴走族等が関与した交通事件に関することで軽易なもの
- (4) 交通反則通告制度の運用に関することで軽易なもの
- (5) 交通切符制度の運用に関することで軽易なもの
- (6) 道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関することで軽易なもの
- (7) 交通巡視員の運用に関することで軽易なもの

旧36条…繰下〔平成23.3本部訓令5〕、旧37条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(交通規制課長の専決事項)

第37条 交通規制課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、交通規制課長は、専決することができる。

- (1) 交通規制に関することで軽易なもの
- (2) 駐車対策に関することで軽易なもの
- (3) 交通安全施設に関することで軽易なもの
- (4) 交通管制及び交通情報の提供に関することで軽易なもの

- (5) 交通関係許可及び自動車の保管場所証明に関することで軽易なもの

旧37条…繰下〔平成23.3本部訓令5〕、旧38条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(運転免許課長の専決事項)

第38条 運転免許課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、運転免許課長は、専決することができる。

- (1) 運転免許に関することで軽易なもの
- (2) 運転免許に係る行政処分に関することで軽易なもの
- (3) 自動車教習所に関することで軽易なもの
- (4) 情報処理センターに送付する資料の作成及び照会に関することで軽易なもの
- (5) 運転適性検査に関することで軽易なもの
- (6) 運転免許に係る行政処分を受けた者及び運転免許の更新を受けようとする者に対する講習並びに違反者講習及び臨時高齢者講習に関することで軽易なもの
- (7) 初心運転者期間制度の運用に関することで軽易なもの
- (8) 運転免許取得者教育の認定制度に関することで軽易なもの
- (9) 運転免許センター及び運転免許試験場の管理に関することで軽易なもの

旧38条…繰下〔平成23.3本部訓令5〕、本条…一部改正〔平成29.3本部訓令6〕、

旧39条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(交通機動隊長の専決事項)

第39条 交通機動隊の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、交通機動隊長は、専決することができる。

- (1) 交通機動取締りに関することで軽易なもの
- (2) 交通取締用自動車乗務員の教養訓練に関することで軽易なもの
- (3) 緊急配備等の犯罪捜査及び交通事故事件の初動措置に関することで軽易なもの

旧40条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(高速道路交通警察隊長の専決事項)

第40条 高速道路交通警察隊の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、高速道路交通警察隊長は、専決することができる。

- (1) 高速道路（本部長が指定する道路を含む。以下同じ。）における交通事故防止対策に関することで軽易なもの
- (2) 高速道路における交通の指導及び取締りに関することで軽易なもの
- (3) 高速道路における交通事故事件の捜査及び処理に関することで軽易なもの

- (4) 高速道路における交通規制に関することで軽易なもの
- (5) 高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察活動に関することで軽易なもの

旧41条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

第6章 警備部の所掌事項

(本部長の決裁事項)

第41条 警備部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 警備情報に関することで重要なもの
 - (2) 警備警察の運営に関する調査及び企画に関することで重要なもの
 - (3) 警備犯罪の取締りに関することで重要なもの
 - (4) 警備警察関係法令の調査及び研究に関することで重要なもの
 - (5) 警備実施に関することで重要なもの
 - (6) 災害警備に関することで重要なもの
 - (7) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関することで重要なもの
 - (8) 警衛・警護に関することで重要なもの
 - (9) 治安、雑踏、災害その他の諸般の警備警戒に関することで重要なもの
 - (10) 警察職員の警備訓練に関することで重要なもの
 - (11) 警察用航空機の運用に関することで重要なもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、警備部の所掌に属する事項に関することで重要なもの
- 本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、旧42条…一部改正し繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(警備部長の専決事項)

第42条 警備部の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、警備部長は、専決することができる。

- (1) 警備情報に関すること。
- (2) 警備警察の運営に関する調査及び企画に関すること。
- (3) 警備犯罪の取締りに関すること。
- (4) 警備警察関係法令の調査及び研究に関すること。
- (5) 警備実施に関すること。
- (6) 災害警備に関すること。

- (7) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- (8) 警衛・警護に関すること。
- (9) 治安、雑踏、災害その他の諸般の警備警戒に関すること。
- (10) 警察職員の警備訓練に関すること。
- (11) 警察用航空機の運用に関すること。
- (12) 部内の調整に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、警備部の所掌に属する事項に関すること。

本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、旧43条…一部改正し繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(警備第一課長の専決事項)

第43条 警備第一課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、警備第一課長は、専決することができる。

- (1) 警備情報に関することで軽易なもの
- (2) 警備警察の運営に関する調査及び企画に関することで軽易なもの
- (3) 佐警備犯罪の取締りに関することで軽易なもの
- (4) 警備警察関係法令の調査及び研究に関することで軽易なもの
- (5) 部内の調整に関することで軽易なもの
- (6) 警備部の所掌に属する事項のうち、他の課の所掌に属しない事項に関することで軽易なもの

本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、旧44条…繰上〔令和4.3本部訓令10〕

(警備第二課長の専決事項)

第44条 警備第二課の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、警備第二課長は、専決することができる。

- (1) 警備実施に関することで軽易なもの
- (2) 災害警備に関することで軽易なもの
- (3) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関することで軽易なもの
- (4) 警衛・警護に関することで軽易なもの
- (5) 警察用航空機の運用に関することで軽易なもの

本条…一部改正〔平成24.3本部訓令7〕、旧45条…一部改正し繰上〔令和4.3本部訓令10〕、本条…一部改正〔令和7.3本部訓令7〕

(機動隊長の専決事項)

第45条 機動隊の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、機動隊長は、専決することができる。

- (1) 治安、雑踏、災害その他の諸般の警備警戒に関すること
- (2) 警察職員の警備訓練に関すること

旧46条…繰上 [令和4.3本部訓令10]

第7章 警察学校の所掌事項

(本部長の決裁事項)

第46条 警察学校の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、本部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 新任者の教育訓練の実施に関すること。
- (2) 現任者の学校教養の実施に関すること。
- (3) 学校施設の維持管理に関すること。

旧47条…繰上 [令和4.3本部訓令10]

(学校長の専決事項)

第47条 警察学校の所掌事務のうち、次に掲げる事項については、学校長は、専決することができる。

- (1) 新任者の教育訓練の実施に関すること
- (2) 現任者の学校教養の実施に関すること
- (3) 学校施設の維持管理に関すること

旧48条…繰上 [令和4.3本部訓令10]

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日本部訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月29日本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日本部訓令第11号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日本部訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年11月18日本部訓令第23号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年3月17日本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日本部訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月19日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年本部訓令第8号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第6号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年本部訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年本部訓令第6号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年本部訓令第7号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年本部訓令第18号）

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。